

## 健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく東白川村の健全化判断比率及び資金不足比率について、下記のとおり公表いたします。

令和8年9月17日

東白川村長 桂 川 憲 生

### 【健全化判断比率】

（単位：％）

|         | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 健全化判断比率 | —      | —        | 16.1    | —      |
| 早期健全化基準 | 15.00  | 20.00    | 25.0    | 350.0  |

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、『 — 』と表示されます。

### 【資金不足比率】

（単位：％）

| 特別会計の名称       | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---------------|--------|---------|
| 簡易水道事業会計      | —      | 20.0    |
| 小規模集合排水処理事業会計 | —      | 20.0    |

※資金不足額がない場合は、『 — 』と表示されます。